

公立大学法人長野大学契約等審査会設置要綱

(設置)

第1条 公立大学法人長野大学契約事務規程に基づき、入札及び随意契約(以下「入札等という。’) 手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、また本学における契約事務の統一的処理を確保するため、公立大学法人長野大学契約等審査会(以下「審査会」という。’)を設置する。

2 前項の審査会は、その所掌事務に応じ、第1審査会、第2審査会とする。

(組織及び所掌事務)

第2条 第1条第2項に規定する審査会の組織及び所掌事務は、別表のとおりとする。ただし、第2審査会の委員長はその所掌事務について、契約の特殊性、重要性等を勘案して必要と認めるときは、第1審査会に付議することができる。

2 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員長は、必要のつど審査会を招集し、審査会の会議の議長となる。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(契約審査委員会の審議事項)

第4条 契約審査委員会は、次に掲げる事項を審査する

- (1) 競争入札参加資格に関する事項
- (2) 競争入札参加資格の有無の確認に関する事項
- (3) 競争入札参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求への対応に関する事項
- (4) 入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項
- (5) 入札方式の決定及び随意契約によることの可否に関する事項
- (6) 予定価格の事前公表の可否に関する事項
- (7) 低入札価格調査に関する事項(理事長から意見を求められた場合に限る)

- (8) 本学による指名停止に関する事項
- (9) 本学による入札停止等の措置に係る再苦情の申立てへの対応に関する事項
- (10) 入札談合の疑いがある場合における、本学の対応としての落札若しくは落札候補者の決定取消し、契約解除又は入札参加者選定のくじの実施に関する再苦情申立てへの対応に関する事項
- (11) 契約事務の改善及び連絡調整に関する事項
- (12) その他委員長が必要と認める事項

2 前項第5号に掲げる事項のうち、契約の目的をより効果的かつ効率的に達成するために、主として価格以外の要素（契約の目的物の性能、技術その他の履行の内容、履行方法等）による企画競争（プロポーザル方式、コンペ方など）により契約の相手方を選定しようとするものについては、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 企画競争により契約の相手方を選定することの可否に関する事項
- (2) 企画競争の提案者を公募する場合における参加資格の設定に関する事項
- (3) 前号の参加資格の有無の確認に関する事項
- (4) 企画競争の提案者を指名する場合における指名に関する事項
- (5) 選定委員会の構成に関する事項
- (6) 選定委員会による審査結果の確認に関する事項
- (7) 前項の審査結果に疑義があると認められた場合の措置に関する事項

3 第1項第9号から第11号までの審議の手続きについては、別に定める。

(契約審査会の審議結果の尊重)

第5条 理事長は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審査結果を尊重しなければならない

(契約審査会の審査結果の記録)

第6条 契約審査会は、審査結果として次の各号に定める事項を記録しなければならない

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者（職名）
- (3) 一般競争入札における申請者名及びその資格の有無並びに資格がないと認めた場合のその理由
- (4) 指名競争入札における指名業者名及び指名理由
- (5) 随意契約によることの可否、選定業者名及び選定理由
- (6) その他委員長が必要と認める事項

(庶務)

第7条 審査会の庶務は施設・管財・契約担当課において処理する。

別 表

組 織			所 掌 事 務
名 称	委員長	委 員	
第 1 審査会	常任理事	事務局長 事務局次長 事務局参事 総務・人事課長 財務・経理課長 施設・管財・契約課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定価格が 500 万円以上の契約に関する事項。 ・ 指名停止に関する事項 ・ 再苦情申立てへの対応に関する事項 ・ 契約事務の改善及び連絡調整に関する事項
第 2 審査会	事務局長	事務局次長 事務局参事 総務・人事課長 財務・経理課長 施設・管財・契約課長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 審査会の所掌事務以外の事項